

一橋大学博士学位申請論文審査報告書

平成 25 年 7 月 10 日

申請者 河野真貴子

論文題目 アメリカにおける化学物質管理法制とリスク評価

審査員 高橋滋(主査)、山田洋、薄井一成

申請者河野真貴子氏の論文は、化学物質のリスク評価について、早くから発達した制度をもち、リスク評価の妥当性が争点となった判例の蓄積があり、法令改正の動きもある、アメリカの化学物質管理法を取り上げて分析した、本格的な比較法的研究である。

このような氏の論文の意義として、次の諸点をあげることができる。第一に、福島原発事故、食品安全規制のように、社会に存在するリスクを適切に規制していく上で、リスク評価・管理の問題はわが国の規制行政上の大きな課題であって、行政法学上もこの問題につき活発な議論が展開されてきた。この問題について、氏は、理学修士の学位を持ち、研究所の연구원として勤務したバックグラウンドを生かし、自然科学上の正確な知見に基づいて、アメリカの判例の分析、立法に係る議論を整理することに成功している。この点は、従来のわが国のリスク評価・管理に関する法的議論に見られない氏の論文の特長である。

第二に、氏は、連邦環境保護庁（EPA）によるリスク評価を経て採られたアスベスト禁止措置をめぐって展開された判例を本論文において分析した結果、次のような結論を導き出している。すなわち、1)有害物質法(TACA)は、禁止措置について略式規則制定手続を規定しているが、略式にもかかわらず厳格な手続を求める「略式規則制定手続の硬直化」の現象がアメリカで進んでいたこと、2)法令上、行政機関の側に危険性を立証する義務が課されていたこと、3)法令の求める定量的リスク評価と費用便益分析とがさらに手続の微細化を招いていたこと、4)略式規則制定手続にも実質的証拠法則を求める立法とそれに基づいて厳格な司法審査を行う司法裁判所の姿勢、等が、膨大なリスク評価を実施した上で決定されたアスベスト禁止措置を無効とする裁判所の決定につながったことを、氏は、明らかにし、これらの認識は、わが国における有害化学物質に対するリスク評価の法的あり方と裁判統制のあり方にも一定の示唆を与えるものである、と結論づけている。

第三に、氏は、近時、リスク評価の合理性を担保する上でアメリカにおいて発達してきた「規制ピア・レビュー」の仕組みについて注目する。具体的には、氏は、この考え方の提唱から各種化学物質規制への普及の過程をフォローした上で、日本においては、規制機関から独立したリスクの二次評価の仕組みが未発達であると指摘し、今後、わが国においても、このよう仕組みが導入されることが望ましい、と主張している。この点も、これまでのわが国の議論に見られない、本論文のオリジナリティーの一つである。

もっとも、論文の結論の章においては、論文作成作業の最後に取り組んだ「規制ピア・レビュー」に記載が集中し、上に述べた氏の特長のうち、第一及び第二の点が、十分に読み手に伝わらないものとなっている。この点は、本論文の看過できない問題点といえるものの、論文の公表の際に時間をかけて結章を再構成することにより、この点は十分に克服されるものである、と評価することができる。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者河野真貴子氏に一橋大学博士(法学)の学位を授与することが適当であると判断する。